

# 松の尾官行造林地官行造林事業

## 閱 覧 図 書

- 1 官行造林事業請負契約書(案)
- 2 入札者注意書
- 3 契約情報の公表様式

三重森林管理署

# 官行造林事業請負契約書（案）

収入  
印紙

- 1 事業名 松の尾官行造林地官行造林事業
- 2 事業場所 三重県津市白山町松の尾官行造林地（別紙図面のとおり）
- 3 事業量 保育間伐（存置型） 14.67 ha
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から  
令和7年12月26日まで
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額  
金 円也)

〔注〕「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。  
( )の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

| 適用削除の区分 | 選択事項                      | 選択条項      |
|---------|---------------------------|-----------|
| ×       | 契約保証金の納付                  | 第4条第1項第1号 |
| ×       | 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 | 第4条第1項第2号 |
| ×       | 銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証       | 第4条第1項第3号 |
| ×       | 公共工事履行保証証券による保証           | 第4条第1項第4号 |
| ×       | 履行保証保険契約の締結               | 第4条第1項第5号 |
| ×       | 支給材料及び貸与品                 | 第15条      |
| ×       | 前金払 分の 以内                 | 第35条第1項   |
| ×       | 中間前金払                     | 第35条第4項   |
| ×       | 部分払 回以内                   | 第38条      |
| ×       | 国庫債務負担行為に係る契約の特則          | 第40条      |

(注)国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

| 品 名 | 品質規格 | 数 量 | 引渡予定場所 | 引渡予定月日 |
|-----|------|-----|--------|--------|
|     |      |     |        |        |
|     |      |     |        |        |

## 8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 伐倒木の持ち出しを禁止する。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年5月9日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 三重県亀山市本町1丁目7-13

氏名 分任支出負担行為担当官  
三重森林管理署長 伊藤 公夫 印

請負者 住所

氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(別紙)

## 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(別紙)

事業内訳書

| 作業種           | 作業期間                        | 官行造林地名・林小班 | 記番 | 数量       | 摘要 |
|---------------|-----------------------------|------------|----|----------|----|
| 保育間伐<br>(存置型) | 契約締結日の翌日<br>～<br>令和7年12月26日 | 松の尾 5い     | 1  | 14.67 ha |    |
|               |                             | 計          |    | 14.67 ha |    |

## 作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面(以下、「設計図書」という。)に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭(又はテープ)等によって標示している。
- 3 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 4 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。  
監督職員が指示する様式(事故報告書)は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 5 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする

# 請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者

現場代理人

|           |                                                                                                     |  |      |           |             |     |      |  |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------|-----------|-------------|-----|------|--|
| 事業名       |                                                                                                     |  |      | 事業場所      |             |     |      |  |
| 発生日時      | 令和 年 月 日( 曜日)                                                                                       |  |      | 時 分       | 天 候         |     |      |  |
| 災害発生状況・原因 | ①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。 |  |      |           |             |     |      |  |
| 被害状況      | 人的被害・物的被害を記載                                                                                        |  |      |           |             |     |      |  |
| 被災者       | 氏 名                                                                                                 |  | 生年月日 | 年 月 日( 歳) | 性別          | 男・女 | 職 種  |  |
|           | 連絡先                                                                                                 |  |      |           |             |     | 経験年数 |  |
|           | 傷病名                                                                                                 |  | 傷病部位 |           | 休業見込期間・死亡日時 |     | 被災場所 |  |
| 今後の対策     |                                                                                                     |  |      |           |             |     |      |  |
| 所見・状況     |                                                                                                     |  |      |           |             |     |      |  |

注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

## 保育間伐仕様書

### (間伐対象木の表示、伐採率等)

- 1 標準地(黄テープ環状二本線)内については、白テープ環状一本線により印付けしている。

また、林小班(記番)毎の伐採率の目安は下表に示すとおり。ただし、当該事業地は水源かん養保安林に指定されており、指定施業要件で定められた材積間伐率の上限は20%であることに留意すること。

| 官行造林地名 | 林小班     | 記番 | 本数率<br>(%) | 材積率<br>(%) |
|--------|---------|----|------------|------------|
| 松の尾    | 5い(スギ)  | 1  | 32         | 18         |
| 松の尾    | 5い(ヒノキ) | 1  | 30         | 20         |

### (天然更新木の保残)

- 2 造林木の中に点在又は群状に混交する天然更新木は、造林木の生育に支障とならない場合は保残する。

### (伐倒作業)

- 3 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止あるいは管理歩道確保のため、沢、歩道等への伐倒は避けること。

また、伐倒木については、下流への流出がないよう等高線に平行に存置すること。

### (その他)

- 4 その他必要な事項又は不明な点については、監督職員の指示を受けること。

## 特記仕様書

- 1 豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）対策として、山林での作業用の靴の履き分けや下山時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 2 アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置を踏まえ、契約約款第 20 条及び第 46 条に基づき事業を一時中止又は解除する可能性がある。
- 3 その他、本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員指示によるものとする。